

訴 状

2019年（平成31年）2月5日

広島地方裁判所 御中

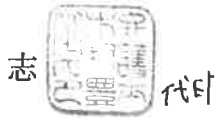
原告代理人弁護士 風 呂 橋



弁護士 木 村



弁護士 山 本 一



弁護士 根 石 英



弁護士 長 井 貴



弁護士 大 村 真



弁護士 工 藤 勇



弁護士 森 友 隆



弁護士 清 水 正



弁護士 今 岡 慶 太 郎



弁護士 吉 田 修 一 郎



請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、消費者に対し、工事請負契約を締結するにあたり、工事請負約款（以下、「約款」という。）の条項中、下記の条項を内容とする意思表示を行ってはいない。

記

I 約款第15条第7項

工事目的物等の滅失毀損が、本条に基づく瑕疵であるか否かの点について争いがある場合、甲及び乙は一般社団法人日本公正技術者協会に瑕疵該当性の判断をすることを申し出ることができる。甲及び乙のいずれかより、本項の申し出がなされた場合、甲及び乙は一般社団法人日本公正技術者協会の瑕疵該当性に関する判断にしたがうものとする。

II 約款第21条本文

甲又は乙が、第19条又は第20条に基づいて本契約を解除したときは、甲は違約損害金として工事請負契約書第2条の請負代金の総額の5%を乙に支払うものとする。

- 2 被告は、前項記載の条項が記載された約款等取引書類を廃棄せよ。
- 3 被告は、その取締役及び従業員（以下、「従業員ら」という。）に対し、第1項および第2項記載の事項を周知させ、第1項の意思表示を行わないよう指示せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告は、消費者問題に関する調査、研究等を通じて消費者の権利擁護を目的とし、2008年(平成20年)1月29日に、消費者契約法第13条に基づい

て内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。

- 2 被告は、建物の設計・監理・施工等を業とする株式会社であり、消費者契約法第2条第2項の事業者である。

第2 被告による建築請負契約の契約条項

- 1 被告は、一般消費者向けの住宅建築を受注するに際して、当事者を、甲：発注者（消費者）、乙：請負者（被告：株式会社西本ハウス）、丙：立会人（訴外一般社団法人日本公正技術者協会、以下、「訴外協会」という。）とした上で、被告が準備した約款を添付引用して建築請負契約を締結している（甲2）。

このため、被告と工事請負契約を締結する消費者は、約款の各条項を含めて請負契約に合意したものとされるおそれがある。

2 不当な条項その1

上記約款第15条第7項では、被告（乙）が、瑕疵該当性の判断を訴外協会（丙）に申し出ることが可能で、この申し出に基づいて、訴外協会が「瑕疵はない」と判断した場合、発注者（消費者）は、その判断に従うものとされている。

なお、被告は、訴外協会の「加盟企業」であるとともに、訴外協会のウェブページでは、「優良企業一覧」欄において、「公正な契約をお約束し かつ 高い技術力を備えた企業です。」として被告が紹介されており、両者は密接な関係がある。

本来、民法によれば、発注者である消費者は、目的物に瑕疵があることを主張・立証して請負人の瑕疵担保責任を追及できるはずだが、約款第15条第7項は、被告が瑕疵該当性判断を訴外協会に申し出ると、消費者は、自ら瑕疵を主張・立証する機会すら奪われることになる。

これは、消費者契約法第10条が、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者の証明責任を加重する条項を挙げていることと比較しても、それ以上に消費者の主張立証の利益を一方的に奪うものであり、信義誠実の原則に反すると言わざるを得ない。

よって、約款第15条第7項は、消費者契約法第10条に反し、無効である。

3 不当条項その2

(1) 上記約款第21条は、工事が完成するまでの間に、第19条又は第20条に基づいて契約が解除された場合の違約損害金として、請負代金総額の5%を一律に支払う義務を消費者に負わせている。

しかし、消費者契約法第9条第1号は、解除に伴う損害賠償の額の予定条項について、解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについて、当該超える部分を無効としている。これは、消費者契約の解除等に伴い、消費者が不当に高額な損害賠償等の金銭的な負担を強いられることがないようにするために、民法上の損害賠償の額の予定や違約金の定めを制限する趣旨である。

したがって、解除の時期の区分に応じて「代替可能性の有無」や「他の顧客を獲得する可能性の有無」を考慮し、前記違約損害金が平均的損害を超えるかどうか検討すべきである。

(2) この点、まず、上記約款第19条第1項の解除の場合、それが民法第641条の解除であったとしても、一律かつ当然に、消費者契約法第9条第1号の平均的損害に「純利益」を含めることはできないはずである。

例えば、契約履行着手前の段階（例えば、契約の翌日）で解除した場合において、被告には、「代替可能性」や「他の顧客を獲得する可能性」があり、契約内容をすべて履行した場合の「純利益」を違約損害金とすることは、平均的損害を超えるものと言わざるを得ない。

(3) つぎに、上記約款第19条第2項に基づく解除の場合は、請負人の債務不履行を理由とした解除を前提としている。

しかし、この場合は、そもそも注文者である消費者は、請負人に対して何らの損害賠償義務を負っていないはずである。

にもかかわらず、上記約款第21条が適用され、解除の事由等にかかわらず一律に、請負代金総額の5%の違約損害金を消費者が支払う義務を負うとされている点は、消費者契約法第9条1号の平均的損害を超えるものと言わざるを得ない。

(4) 以上より、上記約款第21条が定める同第19条に基づく契約解除の場合に、一律に請負代金総額の5%を違約損害金として定めることは、消費者契約法第9条第1号に反し、無効である。

4 よって、上記2および3に記載した不当条項その1とその2に関する条項は無効であり、消費者契約法第12条第3項により、当該条項を含む意思表示の停止命令が認められるべきである。

また、これらの無効な条項による意思表示の停止、予防には、被告が当該条項の記載された契約書類等を廃棄する措置を自ら執るほか、従業員らへの周知徹底が必要である。

第3 被告への申し入れの状況

1 原告は被告に対し、2018年(平成30年)6月26日付の申入書を送付し、上記の不当条項を改めるよう申し入れた(甲3)。

2 これに対し、被告は原告に対し、2018年(平成30年)7月24日付の回答書において、契約内容や上記約款の条項の正当性を主張し、修正案を提案することはない旨回答した(甲4)。

3 その後、原告は被告に対し、2018年(平成30年)9月28日付の消費者

契約法第41条第1項に基づく請求書（以下、「41条書面」という。）を送付し、そのころ到達した（甲5）。

4 しかし、被告は、41条書面が到達した後も、現在までの間、約款を自ら修正していない。

第4 結論

よって、原告は、消費者契約法第12条第3項に基づき、請求の趣旨記載の判決を求め、本件提訴に及んだものである。

以上

証拠方法

- | | |
|---------|----------------------|
| 1 甲第1号証 | 適格消費者団体の認定証 |
| 2 甲第2号証 | 工事請負契約書（抄本） |
| 3 甲第3号証 | 申入書 |
| 4 甲第4号証 | 回答書 |
| 5 甲第5号証 | 消費者契約法第41条第1項に基づく請求書 |

添付書類

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲号証 | 各1通 |
| 3 原告および被告の資格証明書 | 各1通 |
| 4 訴訟委任状 | 1通 |

以上

(別紙)

当 事 者 目 録

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル3階D号室
原 告 特定非営利活動法人消費者ネット広島
上記代表者理事 吉 富 啓 一 郎

(送達場所)

〒730-0005 広島市中区西白島町18-28 岡田ビル1階
風呂橋誠法律事務所
電 話 082(502)1250 F A X 082(502)1251
原告訴訟代理人
弁 護 士 風 呂 橋 誠

〒730-0012 広島市中区上八町堀7-5 ピロティヒロシマ202
吉田・木村法律事務所
同 弁 護 士 木 村 豊
同 上
同 弁 護 士 吉 田 修 一 郎

〒730-0012 広島市中区上八丁堀7-1 ハイオス広島314
山本一志法律事務所
同 弁 護 士 山 本 一 志

〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル8階
弁護士法人広島メープル法律事務所
同 弁 護 士 根 石 英 行

〒730-0014 広島市中区上幟町2-45 今田ビル3階
長井法律事務所
同 弁 護 士 長 井 貴 義

- 〒730-0013 広島市中区八丁堀7-2 JDS八丁堀ビル3-3
大村法律事務所
同 弁護士 大 村 真 司
- 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀5-22 メゾン京口門202号
法律事務所八丁堀法律センター
同 弁護士 工 藤 勇 行
- 〒730-0012 広島市中区上八丁堀7-10 HSビル2階
弁護士法人板根富規法律事務所
同 弁護士 森 友 隆 成
- 〒730-0011 広島市中区基町1-20 オプリビル4階
我妻法律事務所
同 弁護士 清 水 正 之
- 〒728-0012 三次市十日市中2-7-27 三次板根ビル1階
弁護士法人板根富規法律事務所 三次支所
同 弁護士 今 岡 慶 太 郎
- 〒732-0068 広島市東区牛田新町四丁目8番40-201号
被 告 株 式 会 社 西 本 ハ ウ ス
上記代表者代表取締役 妹 尾 泰 州
同 山 成 俊 文

平成31年(ワ)第 号 不当契約条項使用差止請求事件
原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島
被告 株式会社西本ハウス

証拠説明書

平成31年2月5日

広島地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人
弁護士 吉田 修 一



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	
甲 1	適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書	原本	H29. 1. 27	消費者庁長官 岡村和美	原告が消費者契約法上の適格消費者団体である事実。
甲 2	工事請負契約書 ・工事請負契約約款	写し	—	被告	被告が差止めの対象となる契約約款を使用している事実。
甲 3	申入書	写し	H30. 6. 26	原告	原告が被告に対し、差止めの対象となる契約約款を改めるよう申し入れた事実。
甲 4	回答書	写し	H30. 7. 24	被告代理人	被告が、甲3号証の申入書に対し、修正案を提案することはない旨回答した事実。
甲 5	消費者契約法第41条第1項に基づく請求書	写し	H30. 9. 28	原告	原告が被告に対し、平成30年9月28日付で消費者契約法第41条第1項に基づく請求書を送付した事実。

以 上